



# 消費生活相談

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

## アルバイトがしたいだけなのに… ～チャットで相談にのる高額バイト～

### 【事例】

インターネットで「チャットで相談にのるだけ」というアルバイトを見つけ、副業サイトに登録して保険証と学生証の写真を送った。

相手の男性から相談の報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換するため、有料の手続きが必要になった。5,000円、1万円、3万円をクレジットカードと電子マネーでサイトに支払った。これで最後と言われたが、手続きがうまくいかず、7万円を請求され、騙されていると気付いた。返金してほしい。

### 【ひとことアドバイス】

- インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、「相談に乗るだけで高額報酬」などとうたい、手続き費用として高額なお金を請求するサイトが紛れています。
- 登録は無料でも、あとでメッセージの送受信のためにポイントが必要であることや、お金を受け取るための手続き費用などと高額な請求をされ、支払い続けても一向に報酬を受け取れないことで、トラブルになっています。
- 成年年齢の引き下げで18、19歳でも一人で契約できる反面、未成年を理由に一方向的に契約を取り消すことができなくなりました。契約は慎重にしましょう。

